

福岡県司法書士会のベッドサイド法律相談事業について

【福岡県司法書士会の概要】●所在地：福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号 TEL 092-714-3721●代表者会長：細川眞二

- 規模：事務局7名、会員司法書士870人●活動目的：司法書士の使命及び職責にかんがみ会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと。
- 自予防活動内容：「ベッドサイド相談」(アウトリーチ事業)：借金等経済的な問題を抱える自殺未遂者で、精神課題が存するために相談場所に行くことが困難な相談者に対して、医療機関等からの要請を受けて、司法書士を救命救急医療施設等に派遣し、入院時から法的支援を行うと共に退院後の自立を支援するために社会資源への橋渡しを行うための相談を行っている。その趣旨は、経済的問題は自殺行動に影響する危険因子であり、それを解決することは精神的な重荷を和らげること、また自殺未遂者が再度自殺企図を図る割合が高く、自殺未遂者に対して適切な支援を行うことが自殺予防において重要であるためである。◆救命救急医療施設に限らず外来患者含む◆ソーシヤルワーカー等の支援者から電話での『ちょっとだけ聞きたい』とのニーズにも対応◆派遣相談初回費用は無償◆医療関係者の同席で丁寧な相談受入◆個室等での相談で相談者のプライバシーに配慮◆債務整理手続を支援(法テラス利用等で費用負担の軽減)◆個人情報には厳重に管理し同意の上で連携先と共有

【平成24年4月現在の支援実績】◆支援実績12件(内、派遣7件/その他電話相談)◆派遣の相談者性別 1人女性、6人男性

- ◆派遣後支援の内容(全て未遂者)①任意整理手続及び生活保護支援 ②過払返還請求 ③ヤミ金支払い拒否 ④破産手続(相談のみ)
- ⑤破産(予定)及び生活保護支援 ⑥離婚に関する相談 ⑦破産手続中

【自殺総合対策大綱改定への意見】当会でを行っている事業から見えてくるものとしては、自殺念慮者への支援においては、「保険、福祉、司法、医療」等専門領域間の連携が、各資源の利用者である本人の経済及び精神等の負担を軽減する効果的な支援につながると考え、日頃より学習会等を通じ顔の見える関係作りを積極的に行っています。しかし、連携の必要性を理解いただけない機関の存在や、司法書士を派遣するコストを会で抱えるなど課題も存在しますので、以下の意見を述べます。

- ① 医療機関やその他専門領域の官民支援機関による緊密な連携(研修・相談支援)を必須とすることを明確にすること
- ② 医療機関(開業医を含む)に、最低でも一人のPSWの設置を義務づけること
- ③ 司法書士等法律専門職が、ハイリスク者(自殺未遂者等)の相談に応じる場合の派遣予算措置を国が高じること。

※当会のアウトリーチ事業に加え、精神保健の専門職を現場に派遣し、早期に横断的なコーディネート等を行い、未遂者の精神及び社会的要因の評価を行うなど、支援を実効化するためのモデル事業を試験的に導入される場合、当会では、その受け入れが容易であることを申し述べます。

市民団体【佐賀ビッグフット】

活 動 概 要

- 1 所在地
佐賀県佐賀市
- 2 代表者
柳瀬健吾
- 3 規模
60名 ※左記のうち「遺族支援」に関わる事務局は4名
- 4 活動目的
「あしなが育英会」の事業を支援し、明日を担う佐賀の遺児に元気とエールを送る。また、地域の自殺対策並びに自死遺児・遺族の支援にも取り組む。
- 5 活動内容
 - 自死遺族支援「分かち合いの会」の開催
開催日：偶数月第一土曜日 13:30～15:30（年6回）
場 所：ほほえみ館（佐賀市兵庫町大字藤木 1006 番地 1）
対 象：大切な方を自死（自殺）で亡くされた方
 - 自死遺族の実情・支援に対する講演・パネル展示
 - 親を亡くした子ども（自死遺児を含む）が集うイベントの開催
 - ・キャンプ
 - ・クリスマスパーティー
 - ・卒業パーティー など

大綱改定に向けた意見

■ 自殺総合対策大綱 第4－8（4）「自殺遺児へのケアの充実」

自殺者の遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。

上記項目への意見

- ・ 実情、教職員に「遺児の心のケア」を求めるのは困難（教職員を追い詰めることも）である。教職員は、子どもの身近にいることもあり、変化に気づきやすいので、心のケアの場への「つなぎ役」とする。子どもは“自ら助けを求めにくい”状況であるため、保護者・教職員等、周囲の大人の連携で心のケアの場へつなげる。
※上記の研修自体を否定するものではない
- ・ 遺児の心のケアは、大人と手法が違う（感情の引き出し方）ため、遺児をスポットにあてた「心のケアの場」を地域に設置し、継続的なフォロー・支援を行う。また、そのファシリテーターの養成も行う。
- ・ 遺児との関わりについて不安を持つ保護者等への相談体制の確立

概要

所在地：長崎県大村市 代表者：山口和浩 規模：10名

活動目的：自殺により大切な人を亡くされた人々が、悲嘆の思いを、誰にも語れない悩みや苦しみを
もつ者同士が分かち合う場を設定し、新たな生きる力をつけるよう支援の構築をする。
また、直接的な場の提供だけでなく遺族支援や自殺対策に資する情報提供や地域社会
に対する提言を積極的に行い、住みやすい社会作りを目指す。

活動内容：1. 自殺対策のための分かち合いの会開催事業

- ① 毎月1回(長崎県大村市)
- ② 2ヶ月に1回(長崎県長崎市)

2. 自殺対策、遺族支援の情報提供事業

ホームページによる情報提供

3. 自殺対策、遺族支援を行う団体への提言、援助事業

- ① 講演会・研修会への講師派遣、自殺対策連絡協議会等の委員
- ② 委託事業

地域における自死遺族支援の体制整備

自死遺族支援の普及啓発

自死遺児の対面相談事業

自死遺族の集いの開催

自殺総合対策大綱改定に向けての意見

1. 大綱及び各種計画全体については、国が示す指針に基づき各自治体で数値目標を掲げ計画的な取り組みが実施されていると考える。しかし、窓口相談対応等をはじめゲートキーパー的な役割を担うマンパワーの不足を感じている。
2. 専門職のみならず、市民レベルによる意識の高まりと連携の強化が必要である。
3. 自死遺族への支援、子どもたちへの自殺予防教育を明確化し、学校教育における段階的な取り組みが必要である。
4. 自殺の原因は複合的な要因が重なり合っていると考える。そのため複数の相談機関及び電話番号が各種パンフレットには明記されている。しかし、切迫した状況での電話相談を考えた場合、サンプルで広く国民に周知されるような緊急ダイヤルとしての機能が必要である。
そこで、全国共通の自殺予防緊急ダイヤル(転送システム)のインフラ整備が急務と考える。